

各務原市地域公共交通会議設置要綱

(平成 19 年 3 月 30 日決裁)

(平成 24 年 4 月 1 日決裁)

(平成 25 年 1 月 13 日決裁)

(平成 26 年 3 月 31 日決裁)

(目的)

第1条 各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域公共交通活性化法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通総合連携計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）の規程に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「連携計画等」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 連携計画等の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 連携計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 連携計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 交通会議は、委員 23 名以内とし、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3 及び地域公共交通活性化法第 6 条第 2 項に規定する者又は当該機関を代表する者から市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 9 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する者については、当該規定する者が、あらかじめ指名した者を委員とすることができます。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 交通会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(監事)

第6条 交通会議に監事を置き、監事は委員のうちから委員長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 委員長は、会議において議決されたコミュニティバスのバス停の位置及び名称変更に関する事項に関し変更が生じた場合は、委員全員の同意を確認して、回議をもって会議の議事に代えることができる。

2 委員長は、前項の回議の結果を次の会議に報告しなければならない。

(議決事項の遵守)

第9条 会議において議決された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該議

決事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議は、交通会議の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを交通会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償費)

第13条 交通会議は、委員に対し報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部商工振興課に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(各務原市交通機関懇話会設置要綱の廃止)

2 各務原市公共交通機関対策懇話会設置要綱（昭和59年11月15日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。